

早島町森林整備計画

岡山県

早島町

(案)

早島町森林整備計画

計画期間

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 18 年 3 月 31 日

岡山県都窪郡早島町

早島町位置図

(平成19年1月22日 現在)



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	P 1
2 森林整備の基本方針	P 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	P 4
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	P 5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P 5
3 その他必要な事項	P 6
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	P 7
2 天然更新に関する事項	P 8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P 10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P 10
5 その他必要な事項	P 11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P 11
2 保育の種類別の標準的な方法	P 11
3 その他必要な事項	P 12
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P 12
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P 14
3 その他必要な事項	P 16
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	P 16
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	P 16
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P 16
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	P 16
5 その他必要な事項	P 16
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	P 16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P 16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P 17
4 その他必要な事項	P 17
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P 17

2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	P 1 7
3	作業路網の整備に関する事項	P 1 7
4	その他必要な事項	P 1 7
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P 1 7
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P 1 7
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P 1 7
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P 1 8
2	その他必要な事項	P 1 8
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病害虫等の駆除又は予防の方法	P 1 8
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	P 1 8
3	林野火災の予防の方法	P 1 9
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P 1 9
5	その他必要な事項	P 1 9
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	P 1 9
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	P 2 0
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	P 2 0
4	その他必要な事項	P 2 1
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	P 2 1
2	生活環境の整備に関する事項	P 2 1
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P 2 1
4	森林の総合利用の推進に関する事項	P 2 1
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P 2 1
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P 2 2
7	その他必要な事項	P 2 2

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は岡山県の南西部に位置し、総面積 762ha で、民有林面積は 70ha である。そのうち人工林面積は 5ha であり、人工林率は 7% で県平均をかなり下回る。また、人工林の多くは広葉樹で分散しており施業の共同化がしにくい状況にある。

しかし、森林のもつ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止機能及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本町においても住宅地周辺の森林整備を積極的に実施することとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とし、森林の機能と望ましい姿を次のとおり定める。

ただし、地球環境保全機能は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしないものとする。同様に、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

森林の機能	望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した取り組みを推進する。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網の整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、森林の状況を適確に把握するため森林クラウドの効果的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林な

山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>ど、土砂の流出・土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林について、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管</p>

生物多様性保全機能	<p>理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を育成させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。</p> <p>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
早島町	40年	45年	35年	40年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～クに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
 - イ 花粉の発生源となるスギ・ヒノキの人工林の伐採・植替え等を促進するものとする。
 - ウ 野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うものとする。
 - エ 主伐に当たっては、森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。
- また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。
- オ 主伐の時期については、伐採を対象とする立木の標準伐期齢以上を目安とし、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化・長期化を図るものとし、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
 - カ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。
 - キ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うものとする。
 - ク 上記ア～キに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえるものとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 その他必要な事項 特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性等から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める「人工造林の対象樹種に関する指針」に基づき、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種として人工造林の対象樹種を次のとおり定める。

苗木の選定については、花粉発生源対策の加速化を図りつつ、多様な森林の整備を図る観点から、上記の考え方当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含めて幅広い樹種を選定し、森林の生物多様性の保全にも留意するものとする。

また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は早島町建設課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ、ケヤキ、ナラ類、ヤマザクラ等
【対象樹種を設定する場合】 なし

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める「人工造林の標準的な方法に関する指針」に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次のとおり定める。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数については、備考欄に当該区域を表示する。また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は早島町建設課とも相談の上、適切な植栽本数を植栽する。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ	疎仕立て	2,000	

マツ	中仕立て	5,000	
広葉樹	中仕立て	2,000～5,000	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について次のとおり定める。また、造林にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、コンテナ苗による造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、生木棚積地拵えを行い、林地の保全に努めることとする。
植付けの方法	正方植えを原則とし、植付けは丁寧とする。 気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めることとする。
植栽の時期	春植えは、3月中旬～4月上旬までに行うことを基本とする。 秋植えは、気候その他の条件を勘案し、苗木の根の成長が鈍化した時期（11月頃）に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、

皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める「天然更新の対象樹種に関する指針」に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹

種。以下同じ。) を次のとおり定める。

天然更新の対象樹種	岡山県天然更新完了基準更新対象樹種（南部、北部のとおり）
ぼう芽による更新が可能な樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を次に定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新する。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

樹種	期待成立本数
(1) に定める天然更新の対象樹種	10,000本/ha以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について次に定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

区分	標準的な方法
地表処理	種子の発芽条件、生育条件を改善するために、林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、A層を表面に露出させ種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の発育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	植栽後に獣害又は気象害等により、植栽した苗木が枯損した場合等に、その空間を埋めるために植栽を行う作業。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じてぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めるとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。

具体的には同通知の（解説編）の3の3－2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものには除くものとする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

（1）の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて、次のとおり定める。

森林の区域は、林班、小班等により特定できるように森林計画図に表示する。

森林の区域	備考
なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の（1）による。

イ 天然更新の場合

2の（1）による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha以上

（植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定め

るにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。)

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法に関する指針」に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、適正な林分構成が維持され、根などの発達が促されるよう、間伐の回数、その実施時期、間伐率等について、次に定める。

なお、間伐の間隔は下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲とする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

樹種	施業 体系	植栽 本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齡 (年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材生産	3,000	14	17	21	25	【選木方法】 1, 2回目は形質不良木を中心に3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材生産	"	17	21	26	31	
	大径材生産	"	19	26	35	-	
ヒノキ	小径材生産	3,000	17	22	27	32	【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材生産	"	21	26	31	37	
	大径材生産	"	21	28	37	-	

注) 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める「保育の標準的な方法に関する指針」に基づき、次に定める。下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

実施すべき標準的な林齡及び回数

保育の種類	樹種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	18	20		
下刈り	スギ		①	①	①	△										
	ヒノキ		①	①	①	△	△	△								
つる切り	スギ							①								
	ヒノキ								①							
除伐	スギ									①						
	ヒノキ										①					
枝打	スギ												①			
	ヒノキ												①			

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は6～8月頃を目安とする。	
つる切り	下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は6月～7月頃を目安とする。	
除伐	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。	
枝打	病害虫などの発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬とする。	

注) ○印は通常予想される実行標準、○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、次のとおり定める。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源かん養機能が高い森林など「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を別表1により定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、別表2により定める。なお、当該区域において森林經營計画が策定された森林の主伐の伐期例の下限については、樹種及び地域ごとに第1の1の標準伐期齡に10年を加えた林齡とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能増進森林以外の森林」を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

具体的には、地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝聚力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、暴風保安林、防雪防備保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

具体的には、都市近郊林などに所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保険・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林において、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第1の1の標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

それぞれの森林の区域については、別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を別表1に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮及び地域における森林資源の保続に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的かつ効率的な木材等林産物の生産・供給が可能な森林資源となるよう、計画的かつ生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新を行う森林などは除く）ものとする。

別表1

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害防止及び土壤保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3林班イ、ロ	24.97
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 1林班イ 2林班イ、ロ、ハ 3林班イ、ロ	46.90
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		

別表2

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境	長伐期施業を推進すべき森林		

の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1 林班イ、 2 林班イ、ロ、ハ 3 林班イ、ロ	46.90
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林				

- 3 その他必要な事項
特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
該当なし
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
経営管理意向調査の対象森林が無いため、該当なし。森林所有者から経営管理権集積計画を定めるべき申出があった場合には、経営管理権集積計画を定める必要があるか検討を行い、必要があると判断した場合には、当該森林について経営管理権集積計画を定める。
- 5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
森林施業の共同化を促進するため、県民局、森林組合等と連携し、不在村森林所有者等に対する普及啓発活動を強化し、森林組合等への長期施業受託を促進する。

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
町・森林組合による、啓発・普及活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。特に不在村森林所有者の森林の整備が十分できていないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、森林施業の共同化を効率的に促進するため、1及び2との整合を図りつつ、次の事項に留意すること。
 - (イ) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設営及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
 - (ロ) 共同施業実施者は、共同で実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明記しておくこと。
 - (ハ) 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき順守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明記しておくこと。
- 4 その他必要な事項
特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし
- 3 作業路網の整備に関する事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
特になし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

- 2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。

なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壤等の自然的条件に適合したもの導入する。

なお、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1) のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や地元行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、次に示す。

森林の区域	備 考
1林班（イの一部を除く）、2林班、3林班（イの一部を除く）、4林班	

注) ここに定める森林以外の森林において、病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要生じた場合等については、市長の判断により伐倒を促進することができる。

（2）その他

ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病害虫の早期発見に努めることとし、林野火災注意報等の発令時や林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画で定める「保健機能森林の区域の基準」に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適當と認められるものを定めるものとし、区域の設定に当たっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案する。

また、当該保健機能森林の区域は、字及び地番並びに林班及び小班により次に示す。

森林の所在	森林の林種別面積(ha)	

位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	備考
矢尾	3	20.92	2.68	17.21	0.15	0.88		

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める「保健機能森林の区域内における森林の施業の方法に関する指針」に基づき、択伐による施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定める。

造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上の留意事項について次に定める。

施業の区分	施業の方法
伐採及び造林の方法	伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこと。
保育の方法	下刈・つる切り・除間伐等の保育を適切に行うこと。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

地域森林計画に定める「保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針」に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について次に定める。

森林保健施設の整備

主な森林保健施設	留 意 事 項	
	整備及び維持運営	立木の期待平均樹高
早島町ふれあいの森公園	自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。	その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高で、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高のこと。

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ	1.5	

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共
同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を次のとおり定める。

区域名	林班	区域面積 (ha)
なし		

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者などが地域に定住するために必要な生活環境施設の整備について記載する。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

里山林等身近な森林を森林環境教育へ活用するなど、森林と人との新たなふれあいを推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林整備への地域住民参加の参画、森林を利用したレクリエーションや健康づくり等を行うための条件づくりを進める。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林の区域、作業種及び面積を次に示す。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
なし			

7 その他必要な事項

森林の土地の保全に関する事項

土地の形質変更に当たって留意すべき事項

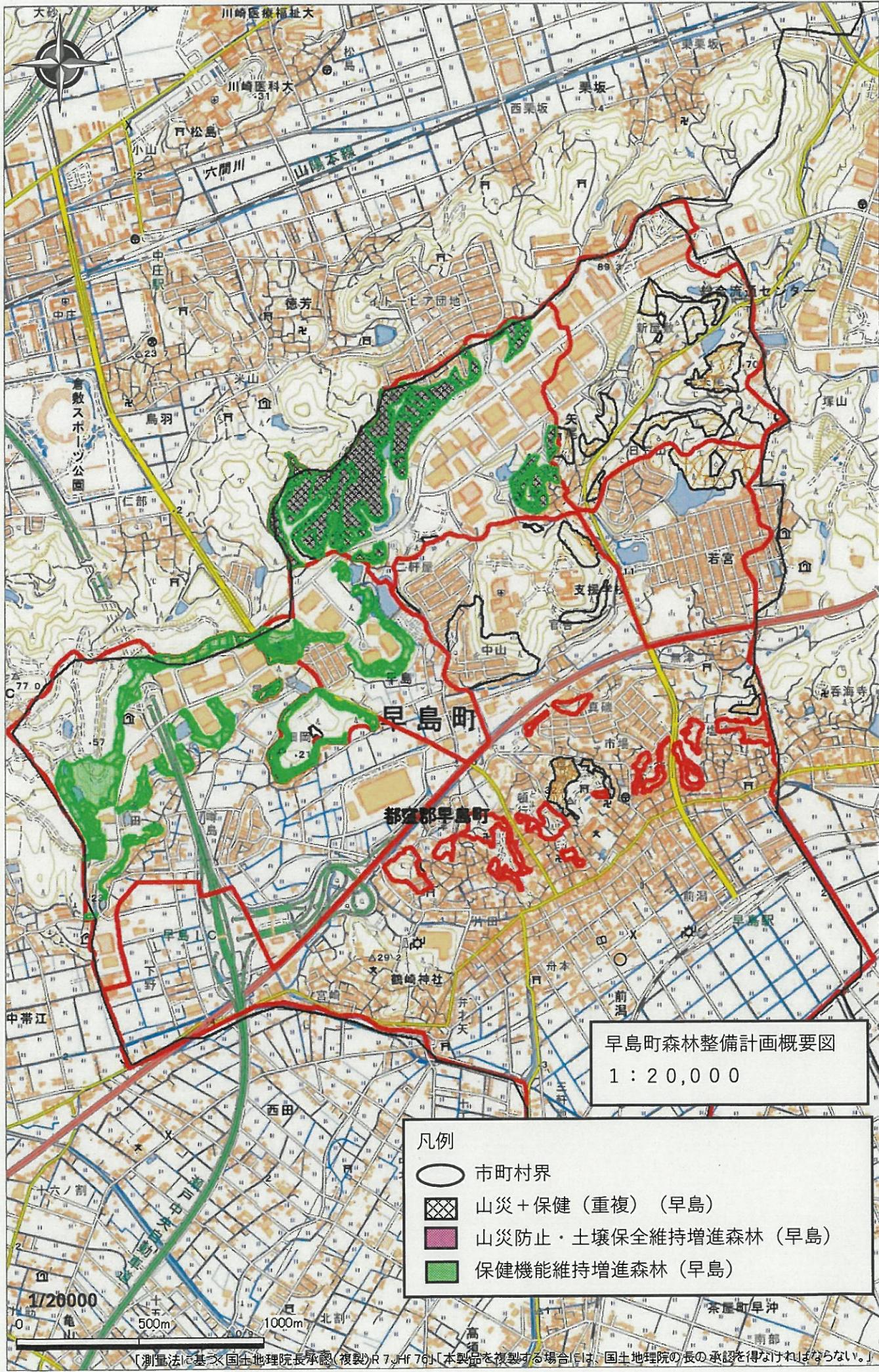
土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。



参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年 次	総 数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	22年	12,214	5,871	6,343	1,983	1,038	945	1,682	794	888
	27年	12,154	5,827	6,327	1,885	1,022	863	1,603	754	849
	2年	12,368	5,930	6,438	2,042	1,080	962	1,811	917	894
構成比 (%)	22年	100.0	48.0	52.0	16.2	8.5	7.7	13.8	6.5	7.3
	27年	100.0	47.9	52.0	15.5	8.4	7.1	13.1	6.2	6.9
	2年	100.0	47.9	52.1	16.5	8.7	7.8	14.6	7.4	7.2

30～44歳			45～64歳			65歳以上		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
2,637	1,309	1,328	3,085	1,475	1,610	2,827	1,255	1,572
2,541	1,225	1,316	2,737	1,325	1,412	3,345	1,475	1,870
2,306	1,133	1,173	3,129	1,530	1,599	3,480	1,508	1,972
21.6	10.7	10.9	25.3	12.1	13.2	23.1	10.3	12.8
20.9	10.0	10.8	22.5	10.9	11.6	27.5	12.1	15.3
18.6	9.2	9.5	25.3	12.4	12.9	28.1	12.2	15.9

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近の3回の国勢調査年次とする。
 3. 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年 次	総 数	第 1 次 产 業				第 2 次 产 業	うち木材・ 木製品製造業	第 3 次 产 業
			農 業	林 業	漁 業	小 計			
実 数 (人)	22年	5,514	94	0	0	94	1,294		3,984
	27年	5,602	100	0	0	100	1,266		4,105
	2年	5,646	100	0	1	101	1,285		4,143
構成比 (%)	22年	100.0	1.7	0	0	1.7	23.5		72.3
	27年	100.0	1.7	0	0	1.7	22.5		73.2
	2年	100.0	1.7	0	0	1.7	22.7		73.3

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

年次	総土地面積 (ha)	耕地面積						草地面積	林野面積		その他面積		
		計	田	畑	樹園地				森林	原野			
					果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	H22年	761	142	136	4		2	0	0	0	619		
	H27年	762	114	109	3		2	0	0	0	648		
	R2年	762	107	102	3		2	0	0	0	655		
構成比 (%)		100.0	14.0	13.3	0.3		0.2	0	0	0	85.9		

- (注) 1. 資料は農業センサスとする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
 3. 「林野面積」について調査が行われていない年次については空欄とする。
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。
 ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。
 5. 1970年世界農林業センサス林業地域調査の「森林以外（野草地）」は
 「原野」として取扱うこととする。
 6. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(令和7年3月31日現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総 数	69.67 ha	%	61.20 ha	4.75 ha	56.45 ha	6.82 %	
国 有 林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	
公 有 林	計	16.17	23.20	15.86	2.43	13.43	15.03
	都道府県有林	2.45	4.59	2.15	0.00	2.15	0.0
	市町村有林	13.72	19.69	13.71	2.43	11.28	17.71
	財産区有林	0.00	0.00	0.00	0	0	0
私 有 林	52.89	75.91	45.09	2.07	43.02	3.91	

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
 2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に
 ()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
 3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

③ 民有林の齢級別面積

齢級別 区分	総 数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
民有林	69.67	0.70		1.32					4.79	0.51		62.35
人工林計	4.75	0.70		1.32					2.68			0.05
スギ												
ヒノキ	0.05											0.05
クロマツ												
他広	4.70	0.70		1.32					2.68			
天然林計	56.45								2.11	0.51		53.83
アカマツ	2.33											2.33
他広	54.12								2.11	0.51		51.50
(備考)												

(注) 1. 地域森林計画の資料（森林資源構成表）を参考として記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

面 積 規 模	林家数				
1 ~ 3 ha	6	10 ~ 20ha	0	50 ~ 100ha	0
3 ~ 5 ha	2	20 ~ 30ha	0	100 ~ 500ha	0
5 ~ 10 ha	1	30 ~ 50ha	0	500 ha 以上	0
				総 数	9

(注) 資料は農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長	備考
基幹路網	1	505	
うち林業専用道			

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長	備考
森林作業道	なし	なし	

(注) ⑤の2表については、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日16林整整第580号林野庁整備課長通知）5の(3)、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について（平成21年5月29日21林整計第87号林野庁長官通知）第6の2、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領の運用について（平成20年3月31日19林政経第307号林野庁長官通知）第5の2及び森林環境保全整備事業実施要領の運用の一部改正について（平成23年5月17日23林整整第101号林野庁

整備課長通知)により廃止された造林作業道実施基準例の送付について(昭和57年6月4日57-12林野庁造林課長通知)に基づき作成された管理台帳に登録された路線等を記載することとする。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
なし	なし	なし

- (注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位:百万円)

総 生 産 額 (A)		
内 訳	第 1 次 产 業	
	うち 林 業 (B)	
	第 2 次 产 業	
	うち 木 材・木 製 品 製 造 業 (C)	
	第 3 次 产 業	
	B + C / A	%

(注)都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(令和 年現在)

	事業所数	従業員数(人)	現金給与総額(万円)
全 製 造 業 (A)			
うち木材・木製品製造業 (B)			
B / A	%	%	%

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
2. 製造業には、林業が含まれない。
3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(平成 年 月 日現在)

区分	組合・ 事業者数	従業者数	うち作業員数	備考
森林組合				(名称：)
生産森林組合				(名称：)
素材生産業				
製材業				
森林管理署				
:				
:				
合計				

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンワインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
〈高性能機械〉							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							索引式集材車両
プロセッサー、グラップルソー							枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ							積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機
計	0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ			
				生	乾		
生産量	m3	m3	千本	kg	kg	kg	kg
生産額（百万円）	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
 2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) その他必要なもの